

サービス付き高齢者向け住宅
生活支援サービス契約書

株式会社日本アメニティライフ協会
福寿まちだ野津田町

生活支援サービス契約書

株式会社日本アメニティライフ協会(以下「甲」という)と_____様(以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「福寿まちだ野津田町(所在地:町田市野津田町2543-9)」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月20日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービス(状況把握(安否確認)、生活相談、緊急時対応)の料金は、月額金32,000円(税込み)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金及び第4条第2項に定める選択サービスの内、食事サービス料金について、甲は請求書に明細を付して翌月分を前月20日までに乙に請求し、乙は、翌月分を前月27日までに甲へ口座振替払の方法で支払います。
- 2 第4条第2項に定める選択サービスの内、食事サービス以外の料金について、甲は請求書に明細を付して前月分を翌月20日までに乙に請求し、乙は、前月分を翌月27日までに甲へ口座振替の方法で支払います。
- 3 乙が途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条(有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「福寿まちだ野津田町(所在地:町田市野津田町2543-9)」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙または乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 丙の請求があった時は、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

第14条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第15条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第16条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「福寿まちだ野津田町(所在地:町田市野津田町2543-9)」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

《以下余白》

前記の契約を証するため、本書式通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その巻通を保有するものとします。

年 月 日

甲(登録事業者)

<住所> 神奈川県横浜市青葉区みたけ台5番地10

<氏名> 株式会社日本アメニティライフ協会

代表取締役 江頭 瑞穂

印

乙(契約者)

<住所>

<氏名>

印

丙(連帯保証人)

<住所>

<氏名>

印

<極度額> 月額費用の2ヶ月分とする
(生活支援サービス費)

福寿まちだ野津田町の館内規定について

乙は本物件での生活における以下の規定を遵守して下さい。

1. ゴミ出しについて

決められた曜日・時間帯に市町村が定めたゴミ出しルールを厳守して下さい。

2. 消灯について

午後9:00に共用部を消灯致します。

3. 喫煙について

館内は全館禁煙となっております。喫煙は、指定の場所をお願い致します。

4. 持ち込みについて

本物件への持ち込み制限のある物品(別紙参照)をお持込される場合は、事前に甲へ申し出て下さい。

5. 外出・外泊について

①外出・外泊をされる場合には、事前に外出先・外泊先、帰宅の日時をお申し出下さい。お申し出の帰宅日時に、帰宅の確認をさせていただきます。

また、お申し出なく外出・外泊された場合に、事故等の緊急事態が発生いたしましても責任を負いかねます。

お申し出は原則として、午前8:00～午後9:00までの時間帯をお願い致します。

②外出・外泊中の事故・緊急事態に関しましては、基本的に対応いたしかねます。

6. 来客・お泊りにについて

①ご来訪は、原則として午前8:00～午後9:00までの時間帯をお願い致します。

②ご来訪者はご家族様でも、原則、来訪者名簿にご記入頂きます。

③本物件に乙以外の方がお泊り頂く場合は、事前にお申し出ください。また、連泊される場合は、基本的に滞在期間を1週間以内とさせていただきます。(乙の病状等に関する場合には随時相談)

乙の居室に滞在する者は、乙と同様に乙が遵守すべき事項を遵守して頂きます。

④乙不在時には、基本的に入室できません。

⑤原則として、乙以外の方が乙の居室に同居することは禁止となっております。

7. 緊急時の対応について

①緊急通報装置での呼び出し、異常を発見した場合は、ご家族へのご連絡、救急車の要請等を行います。

②救急車を手配した時点で、ご家族(身元引受人様)へご連絡させていただきます。

その後、救急車が到着し、搬送先が決定した時点で再度ご連絡をさせていただきます。

③緊急時にご家族(身元引受人様)と連絡が取れない場合には、乙の安全を最優先し、甲にて判断し対応いたします。

以上、皆様が快適にお過ごしいただけますよう、ご協力のほどよろしくお願い致します。

【別紙】

持ち込み制限

- ① 次に記載した物品の持ち込みにつきましては、自己管理ができる方で、ご家族のご了解があった場合とさせていただきます。
 - a) 電気こたつ、電気ストーブ、電気ファンヒーター、電気毛布、ホットカーペット
電気あんか等の暖房機器の持ち込み
 - b) ポット類など高温を発する物の持ち込み など
- ② お酒類の持ち込みは、ご家族のご了解があった方で、次の内容に該当しない方とさせていただきます。
 - a) 摂取による身体的影響のない方で、過去にアルコール依存症等の病歴がない方
 - b) 他のご入居者様へ振る舞ったり、迷惑をかける心配のない方
- ③ 乙または、乙の関係者が持ち込んだ物品での怪我・事故等、物品の紛失・破損・汚損等に関して、甲は一切の責任を負えませんので、ご了承の上、自己管理下さい。
- ④ 持ち込み禁止物品
カセットガスコンロ、石油ストーブ、石油ファンヒーター

〈以下余白〉